

令和 2 年 4 月 17 日

令和 2 年 9 月 7 日一部変更

令和 2 年 11 月 26 日一部変更

令和 3 年 3 月 26 日一部変更

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、「特定活動」の在留資格を許可し、外国人に対する本邦での雇用を維持するための支援を行うこととしました。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人のほか、例えば、「技術・人文知識・国際業務」や「技能」などの就労目的の在留資格で就労していたが雇い止めになった外国人や、就労予定だったが採用内定取消になった又は教育機関の所定の課程を修了した外国人留学生なども対象となります。

また、令和2年9月7日以降は、予定されていた技能実習を修了した技能実習生のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限等を受けて、帰国便の確保や本国国内の居住地への帰宅が困難と認められる方についても対象としました。

※詳細については、最寄りの地方出入国在留管理局へお問合せ願います。

※新たな受入れ機関との雇用契約の成立後、「特定活動」への在留資格変更許可申請を行うことが必要です。

※特定技能の業務に必要な技能を身に付けるために在留の継続を希望する方に限ります。

【再就職のための支援を希望する場合】

上記対象者のうち、再就職のための支援を希望する場合は、出入国在留管理庁に対し、「個人情報の取扱いに関する同意書」（本ホームページ内に掲載）を提出することにより、希望する特定産業分野の企業等での新たな再就職のための支援を受けることができます。

具体的には、出入国在留管理庁において、「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載された外国人の情報を関係省庁や都道府県等の関係機関に提供し、その結果、希望する特定産業分野の中で、求人中かつ採用の意思がある企業等があった場合、当該企業、職業紹介機関等から当該同意書に記載された連絡先へ連絡が入り、再就職が実現する可能性があります。

※支援の流れについては、本ホームページに添付の「概要」資料の「雇用維持支援のイメージ」を参照してください。

※現在の在留資格によって同意書の提出先が異なります。詳細は本ホームページ内の
「『個人情報取扱いに関する同意書』の提出について」を確認してください。

【再就職のための支援を希望しない場合】

上記対象者のうち、再就職のための支援を受けることなく自ら就職活動を行い、特定産業分野（14分野）の企業等に係る新たな再就職先を見つけていただいても差し支えありません。

【付与される在留資格・期間】

特定活動（就労可）・最大1年

※ ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い帰国が困難な方については、6月の範囲で在留期間の更新が可能です。

【行うことができる活動】

受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける活動

具体的には以下のような活動が指定されることとなります。

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項下欄第1号ハに規定する技能（試験により証明されるものに限る。）を修得するため、下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の業務に従事する活動

記

機関名 ○○○株式会社

（本店所在地 ○○県○○市○○町○○番○○号）

【要件】

ア 申請人が本特例措置により従事しようとする業務に係る報酬の額が、日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること

イ 申請人が、受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること（希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る。）

なお、製造業3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）については、国内において、申請人が製造業各分野で対象となっている業務区分（職種）で勤務・実習中に解雇されたものに限られる。

ウ 受入れ機関が、申請人が特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける希望があることを理解した上で、申請人の雇用を希望するものであること

エ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること（在留外国人（就労資格に限られず、資格外活動許可を受けた者も含む。）を雇用した実績若しくは、受入れ機関において申請人の雇用管理を担当する役職員が過去に在留外国人の雇用管理に従事した経験又は、受入れ機関が、外国人の受入れに関して管理又は支援を適正に行うことができる機関（監理団体又は登録支援機関）による適切な指導・助言の下で申請人の受入れを行うこと、出入国・労働関係法令の遵守等）

オ 受入れ機関が、申請人に対して特定技能に移行するために必要な技能等を身に付けることなどについて指導、助言等を行うことのほか、在留中の日常生活等に係る支援（関係行政機関の相談先を案内及び必要に応じて当該機関に同行することを含む。）を行う担当者を確認して適切に行うことが見込まれること
（注）支援については、例えば、受入れ機関が雇用する申請人が従前に所属していた監理団体や、特定技能へ移行する際に支援を委託する予定の登録支援機関において実施することも差し支えない。

カ 受入れ機関が、申請人を受け入れることが困難となった場合には地方出入国在留管理局に速やかに報告することとしていること